

男性のDV被害の背景と支援のあり方 —男性向け相談機関の相談員らへのインタビュー調査から—

The Background of Domestic Violence Against Men
and the Ideal Ways of Support :
Interviews with Consultants of Consulting Services for Men

角 朋之
Tomoyuki KADO

論文要旨

本研究の目的は、男性のDV被害の背景（要因・構造）やその支援ニーズを考察し、その相談・支援方策について示唆を得ることである。

男性向け相談機関に所属する相談員ら7名に対して半構造化インタビューを実施し、質的分析を行った。その結果、夫婦それぞれの抱くジェンダー規範によって理想（役割期待、役割責任）と現実とのズレが生じて、そこでの葛藤が相互作用として暴力へと発展している状況が把握された。また、暴力は一方的な形ではなく、夫婦間で双方向的に生じている場合が多い傾向がみられ、この場合、夫婦のパワーバランスがその時々の二人の状況によって循環的に変化していることが示唆された。

男性被害者への相談・支援に関しては、男性向けの相談窓口や女性と比べて圧倒的に不足しているシェルター等の社会資源を充実させていくことが求められる。また、暴力が夫婦の相互作用により生じている場合の支援ニーズに対応するためには、夫婦の関係性に働きかけて互いに尊重し合える関係性をもたらす支援が必要である。なお、支援の前提として、人材の育成や社会意識の変容も不可欠であり、DVの概念を性別によらない「人権問題」という観点から整理し直すことの必要性も提起される。

本研究の結果は、今後ますます家族のあり方が多様化するなかで、男性だけではなく、女性さらには同性間の暴力への対応にも寄与するものと考えられる。

キーワード：ドメスティック・バイオレンス（DV）、男性被害者、ジェンダー規範、双方向的な暴力、相談・支援

Keywords : Domestic Violence (DV), Male Victims, Gender Norms, Interactive Violence, Consultations and Support

I 研究の背景と目的

日本におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）への対応は、主に、2000年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」^①（以下、DV防止法）にもとづいてなされており、そこでは、DVを「配偶者からの暴力」として、性別を

問わない性中立的な概念としている^②。

一方で、歴史的にみると、DVは、主に、男性から女性への暴力の問題として扱われ、被害者への支援が構築されてきた。しかし、今日、DVの背景とされてきた家父長制や「夫が稼ぎ手、妻は専業主婦」といった性別役割分業に特徴づけられる近代家族モデルは衰退し、ジェンダー関連の法整備も進むなか、男女の働き方、性役割や意識も変化し、多様化している。

また、これまでのDV被害経験の割合をみると、女性25.9%、男性18.4%となっており、女性の割合が高いものの、男性被害も一定程度報告されている。さらに、これを調査時点から過去1年間の最近の被害に限れば、女性8.3%、男性5.9%と、男女間に大きな差はみられない（内閣府2021）。

いまだに相談や支援につながらない多くの女性被害者が存在するなかで、こうした女性たちへの支援の一層の充実が必要である。同時に、実際にDVの被害が男性にも及んでいるのであれば、その支援が男性の被害へも適切に対応できるものであることが求められる。しかし、DVが主に女性問題として扱われてきたことを背景として、男性のDV被害の実態の把握や支援の検討は十分にされてきたとは言えない。

そこで、本研究は、時代の変容を踏まえ、男性のDV被害の背景（要因・構造）や支援ニーズを考察し、その相談・支援方策について示唆を得ることを目的とする。

II 先行研究の検討と研究課題

先行研究では、DVについて、主に男性優位な社会的構造を背景として男女間の対等ではない関係性から生じる「女性に対する暴力」と捉えて説明するものが多い。一方、家族との関係性や男性性の影響からDVの背景を説明するものなども存在するが、男性被害の具体的なメカニズムに言及して検討しているものは乏しい^③。

また、男性の被害割合について、Strausら（=1981）の調査では、女性被害と同程度であったとされたが、この調査結果に対して、女性団体などから、女性から男性への暴力は自己防衛的なものであるとの反論とともに、暴力の強弱や目的を考慮しない調査手法の不適切さが指摘された（Walker, L. E. =1997；清水・吉原2007）。Johnson（2008）は、こうした議論の背景には、DVを単一の現象として捉えていたことが要因であるとして、DVを4つの類型で考える必要性を主張した。そして、一般的なサンプル調査で把握される男性被害は、一方的かつ支配的な暴力（Intimate terrorism = 家父長支配型暴力）ではなく、双方向的にみられる支配関係にはない暴力（Situational couple violence = 状況対応型暴力）によるもので、頻度や被害の深刻度が比較的小さいことを論じ、女性の被害とは原因や結果などの点で異なることを指摘した^④。

同様に、清水・吉原（2007）や織田（2013）も、国内で実施したサンプル調査をもとに、深刻なDVは女性被害が多く、男女の非対称性がみられる一方で、暴力の程度が軽い場合は非対称性がみられないことを論じている。

しかし、これまでの研究で明らかとなっているのは、そのほとんどがサンプル調査による量的分析による結果であり、DVの文脈的な背景や態様が明確ではなく、こうした議論を踏まえて男性被害の実態として提示するものとしては不十分である^⑤。

また、男性被害者に対する相談・支援に関して、その必要性に言及するものはみられるが、具体的な提案がないものや提案があっても相談窓口の体制面に限ったものが多く、男性被害の特徴や要因を考慮したうえで、相談後の具体的な支援も含めて検討するものは少ない^⑥。

以上を踏まえ、男性のDV被害について、ナラティブな情報から把握を試み、①その背景や特徴、②男性被害者への相談・支援のあり方、の2点を提示することを本研究の課題とする。

なお、非同居の交際カップル間の暴力である「デートDV」についても、社会的な課題として認識されているが、本研究では、家族や夫婦の規範との関連も踏まえて考察することから、「DV」とは、婚姻関係にある配偶者間の暴力を前提において論ずる。

III 研究方法

1 調査方法

男性向け相談機関に所属する相談員らに対して、2022年6月に、個別または集団でオンラインによる半構造化インタビューを実施した。インタビューは、事前に相談機関に対して調査票を配布し基礎情報を収集したうえで実施し、インタビューガイドを用いて1回90分程度で、相談対応の経緯や現状、男性DV被害の背景や要因、相談・支援の取組や課題について聴取した。

なお、被害者本人ではなく相談員らへのインタビューの場合、相談員らの主観的な見解が含まれる可能性があるが、個別ケースとしての把握のみではなく、複数ケースに接した経験からのおおまかな傾向を把握できること、また相談・支援の現状や課題についても聴取できることから、本研究における調査対象として適切であると考えている。

表1 調査の協力機関・協力者

協力機関		機関A	機関B	機関C	機関D
調査方法		集団	個別	個別	個別
地域		関東	関東	関西	関西
運営主体		自治体	NPO法人	一般社団法人	公益財団法人
実施形態		自治体直営	自治体から受託 (一部独自実施)	独自実施, 自治体から受託	自治体から受託
相談形態		電話, 面接	電話, 面接	電話, 面接(受託のみ)	電話, 面接
対象相談		DV	男性の悩み全般	男性の悩み全般	DV(電話), 男性の悩み全般(面接)
相談頻度	電話	週5日(12時間)	週4日(3時間)	月2日(2時間)	月2日(2時間)
	面接	月2日(2.5時間)	週2日(3時間)	—	月4日(3時間)
年間相談件数 (DV以外の相談含む)		約800件	約800件	約150件	約90件
協力者	相談員	a I(女/3年未満/資格無) b II(男/3年未満/資格有)	b I(男/20年以上/資格有) c II(男/20年以上/資格有)	c I(男/20年以上/資格有) —	—
	相談担当者	a II(女)	—	—	d(女)

注1: 相談頻度および相談件数について、機関Bは自治体受託分のみ、機関Cは独自実施分のみを表示。

注2: 協力者の括弧内には、性別のほか、相談員の場合には相談業務の経験年数および心理・福祉資格所持の有無を表示。

注3: 上記は、インタビュー調査時点の状況。

2 調査の協力機関と協力者

協力機関は、内閣府でとりまとめている男性向け相談窓口一覧の79か所(2022年3月時点)をもとに、地域や実施形態に偏りが生じないことに配慮し4機関を選定した。また、協力者は、各機関で1~2名を選定し計7名とした(表1参照)。

なお、相談員のほか、相談機関の管理職である担当者(相談担当者)も協力者に含まれているが、日頃の相談記録の確認などにより、相談者やその被害の傾向、相談機関が抱える課題について十分に把握しており、目的に沿った調査が可能であると判断した。

3 分析方法

分析は、佐藤(2008)の質的データ分析法を参考にして以下の手順により行った。

まず、オンラインツール(ZOOM)の録音機能により録音したインタビューデータから逐語録を作成後、本研究の課題に関する部分を抽出し、協力者の語りの内容を要約する形でコードを付与した(オープンコーディング)。その後、抽象度の高いコードに選択的に割り振り(焦点的コーディング)、抽出されたコードをさらに抽象度の高い上位コード(サブカテゴリー)に置き換える作業を行った。各インタビューの内容の類似性を比較・検討しながら、サブカテゴリーのさらなる抽象化作業を行い(カテゴリー)、最後に、

2つの構成要素(大カテゴリー)に分類した。

4 倫理的配慮

協力者には、事前に本研究の目的、方法、個人情報保護などの説明文書を送るとともに、当日、口頭で改めて確認のうえ、同意書を回収した。なお、本研究は、日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認(承認番号:21-055)を得ている。

IV 結 果

分析の結果、最終的に2つの大カテゴリー(〈〉)、10のカテゴリー(【】)、23のサブカテゴリー(《》)、69のコード(「」)に整理された(表2参照)。さらに、これらの関連性について、図1のように整理を行った。

以下において、本研究で設定した〈男性DV被害の背景と特徴〉と〈相談・支援の現状と課題〉の2つの課題への回答を述べていく。その際、文脈的な理解を深めるために、適宜調査協力者の語りも引用し、「斜体」にて表記のうえ、末尾の括弧内に表1に記載した協力者の符号を記している。

表2 カテゴリー・サブカテゴリー・コード一覧

大カテゴリー(2)	カテゴリー(10)	サブカテゴリー(23)	コード(69)
男性DV被害の背景と特徴	加害者や被害者が抱える暴力経験と特性	原家族での暴力経験や関係性の影響	原家族に暴力関係がみられる 親子の関係性の問題
		精神的な不調や特性による加害・被害	加害女性の精神的な不調や特性による暴力 被害男性の発達特性と精神的な不調
	夫婦それぞれのジェンダー規範に伴う理想と現実とのズレとパワーバランスの偏りから生じる支配関係	経済的な面で夫より妻が優位	世帯収入の管理にかかる妻の優位性 夫の失職に伴う妻の経済面での優位性 妻の実家の経済的な援助の影響
		ジェンダー規範への固執と押しつけ	「男らしさ」「女らしさ」へのとらわれ 家事・育児スタイルのこだわりや相違 性役割の多様化と意識のズレ
		多様な形での妻が夫を支配する関係性の構築	妻による多様な手段でのコントロール 共依存的な関係 子どもにかかわる妻の優位性 妻が経済的に優位にあるケースは少ない
	双方向的・循環的かつ多様な形で生じる暴力	一方的な形だけではない双方向的・循環的に生じる暴力	一方的な加害・被害関係 被害者でもあり加害者でもある 被害を我慢した結果としての加害
		多い精神的暴力と多様な形での行使	精神的な暴力が多い 多様な形での精神的暴力
	被害から生じる学習性無力感と相談への抵抗感	学習性無力感と自尊感情や主体的意識の低さ	自尊感情が低い 状況を変えようという意識が薄い 被害の最小化と無力感
		DVの認識の低さや男性性に起因する相談へのつながりにくさ	被害者のDVへの認識の低さ 相談することが「男らしさ」に反する
		限られた体制での相談・支援ニーズへの対応	高い相談・支援ニーズ 比較的若年層に多く、高齢層で少ない DVの認識の高まり 匿名相談の利点と限界 現体制での対応可能な範囲内で実施 頻度や時間での制約
相談・支援の現状と課題	窓口の役割や特性に応じた相談の受入れと相談内容に適した対応の検討	限られた体制での相談対応の限界	男性の悩み相談とDV専門相談にはそれぞれメリットや役割がある 相談者や内容によって相談ツールへのニーズが異なる 性的マイノリティにも対応 行政と民間それぞれがもつ窓口の特性 機関によって異なるアセスメントの実施と手法 本人の希望や必要性に応じて直接相談へ 相談内容に応じた支援機関の紹介と「つなぎ」 直接的・継続的な支援を求める人や必要な人の存在
		内容にかかわらずまずは受容する	相談者への非難や過度な同調せず受け止める 最初にDV被害かどうかを判断しない 一方の主張のみでDVの事実や要因を判断できない 先入観や偏見を持たず相談者主体の語りを優先
		ジェンダー・センシティビティや当事者性に基づく相談対応	相談者のもつ「男性性」を意識 「指導・助言」という解決方法はしない 相談への依存
	属性を問わず広く夫婦間の課題に介入する支援	相談者の自己決定を尊重する姿勢	相談者の決断を支援 相談者が問題意識をもつ
		属性を問わない相談しやすい体制の構築	「相談」のハードルを下げる 間口を広げることで支援対象者を捕捉する 相談員の性別は男女どちらもありうる 性別ごとの窓口から性別を問わない窓口へ ワンストップの相談・支援体制
		夫婦間の関係性やコミュニケーションの課題への介入	関係性を改善していく意識をもつ 被害者・加害者双方への介入 夫婦間のコミュニケーション支援
	経済的事情にも配慮した男性向け社会資源の開発と提供	男性向け社会資源の不足と必要性	シェルターへの避難や居場所支援ができない 社会資源の選択肢がなく必要な支援につながらない 避難以外の支援ニーズ
		被害者の経済的事情に配慮した支援の提供	経済的理由により支援が継続しない 無料または安価な支援の提供
	男性が相談できる社会環境と相談体制基盤の整備	予算や人員の確保の課題と不安定な運営	行政による予算確保や財政支援の課題 予算による相談対応体制の制限
		支援関係者の資質とスキル向上	ジェンダー視点をもって対応できる人材の確保と育成 支援者側のDVへの認識の低さ 相談員のスキルの課題に対する研修の必要性 相談の方法や質は相談員次第
		広報・啓発や教育による意識の変革	男性が相談してよいという社会的な風潮をつくる 男性向け相談・支援の周知 男性被害の実態を広める

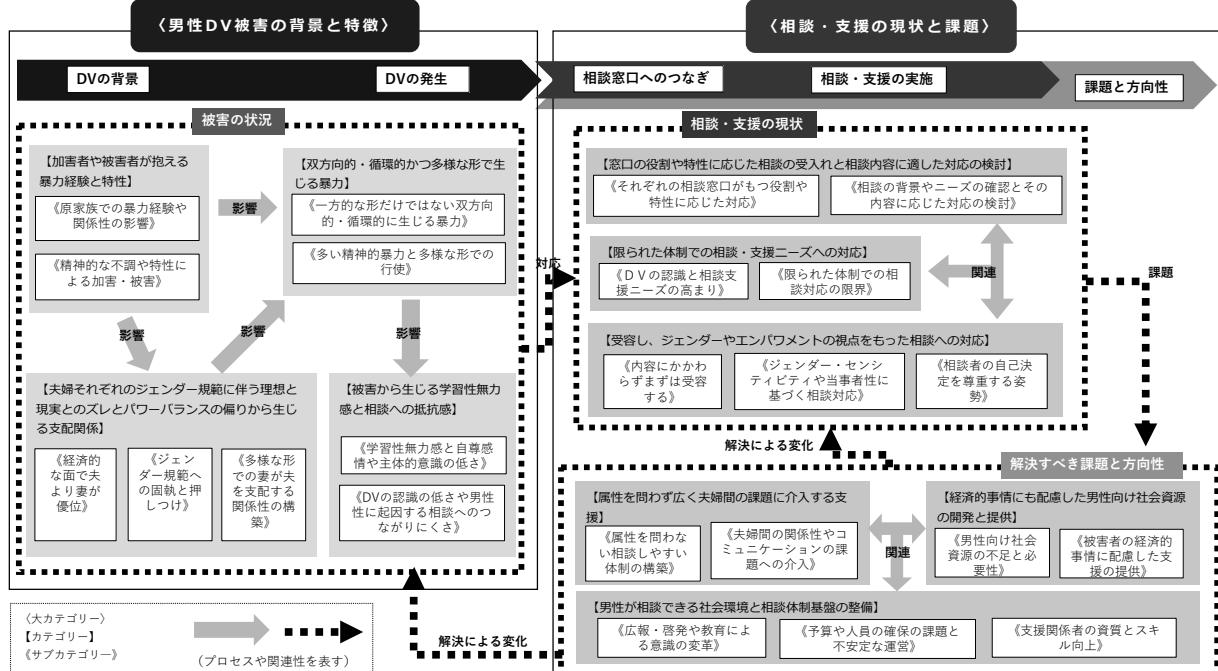


図1 カテゴリー・サブカテゴリー・コードの関連性の整理

1 〈男性DV被害の背景と特徴〉

男性DV被害の背景として、【加害者や被害者が抱える暴力経験と特性】が関係するほか、【夫婦それぞれのジェンダー規範に伴う理想と現実とのズレとパワーバランスの偏りから生じる支配関係】が把握された。

「元々はね、男性は金があるんだから何とかなるっていうところがあったんだとは思うんですけど、実はかなり経済的な縛りを受けていて、全く稼いでもご自身には入らないっていう方がいらっしゃる（a I）」など、「世帯収入の管理にかかる妻の優位性」がみられ、被害男性の稼ぎの多寡にかかわらず、経済的な自由がないことで被害から逃れられない状況がある。また、「コロナ禍で仕事を失った男性がそれをきっかけに、妻からの暴力、DVが酷くなったというケースが多い（d）」といったように、「夫の失職に伴う妻の経済面での優位性」により夫婦間のパワーバランスが崩れてしまったケースもみられた。このように、《経済的な面で夫より妻が優位》にあることで、家庭内で立場がない状況にある相談者が存在した。

このほか、夫婦それぞれがジェンダー規範にとらわれ、それを相手に求めるような《ジェンダー規範の固執と押しつけ》がみられた。夫婦の経済面の優劣にかかわらず、稼ぎ主や世帯主としての役割を果たしていないことで妻が夫を罵倒する一方で、男性も、妻に女

らしさや母親らしさを求めるなど、「『男らしさ』『女らしさ』へのとらわれ」によって、関係性が悪化している状況がみられた。

こうしたなか、「男性がね、家事やるっていうのは当たり前のように思ってますから（b I）」、「ほぼ全ての家事を私がやってるんですという男性が（中略）相談に来ることもあります（c II）」といったように、伝統的な「男らしさ」の意識が薄れ、性役割が多様化している様子や、家事参加の有無ではなく、「家事・育児スタイルのこだわりや相違」が要因となって暴言に発展している状況もみられた。さらに、「女性の方も主婦としてとか、母親としてっていうやっぱりこうあるべきというのがどっかにあるので、どっかにある部分が不満になりますよね。（中略）それから、妻の方にもやっぱりある種固定化した観念があって、その価値観がぶつかるとちょっと難しいですかね（b I）」など、性役割への自身の伝統的な価値観と理想とのズレで葛藤を感じたり、相手の価値観との衝突が生じたりしていた。このように、夫婦での「性役割の多様化と意識のズレ」がみられた。

加えて、親権を失うおそれから別れられないといった「子どもにかかわる妻の優位性」がみられるなど、《多様な形での妻が夫を支配する関係性の構築》が行われていた。こうした関係は、男性が主な稼ぎ手であるケースでもみられ、経済面の優劣のみが夫婦の力闘

係に影響しているわけではない状況がある。

また、《一方的な形だけではない双方向的・循環的に生じる暴力》がみられたことが特徴的である。それは、「一方的にその暴力ばっかりしているっていうパターンの方が少なくて、相互に、あるときには、夫が優位になったり、あるときには妻が優位になって、まさにあのDVのハネムーン期と爆発期のサイクルのように、あれが1人のなかで起きてるというよりも、2人の関係性のなかでハネムーン期になったり、時には険悪期だったり緊張期だったりする(bI)」などの語りから把握できる。

さらに、暴力の特徴として、暴言や長時間の説教の例をあげて「精神的な暴力が多い」、年代では「比較的若年層に多く、高齢層で少ない」という印象が語られたほか、被害者は【被害から生じる学習性無力感と相談への抵抗感】を感じることで、被害から抜け出せず、相談につながらない場合がある。特に、「被害者のDVへの認識の低さ」や「相談することが『男らしさ』に反する」という男性の認識がその背景にみられた。

2 〈相談・支援の現状と課題〉

相談機関は【限られた体制での相談・支援ニーズへの対応】が余儀なくされる現状において、【窓口の役割や特性に応じた相談の受入れと相談内容に適した対応の検討】を行うとともに、相談者の語りを【受容し、ジェンダーやエンパワメントの視点をもった相談への対応】を心がけている。

こうしたなか、男性の相談窓口が女性に比べて少ないことや、「頻度や時間での制約」があることが、男性にとって相談の心理的なハードルを上げている可能性があり、こうした相談につながりにくい男性への対応としては、『『相談』のハードルを下げる』ことや「間口を広げることで支援対象者を捕捉する」ことが有効である。例えば、まずは窓口でDVに限らず広く男性の悩みを受け止めることのほか、生き方に関する講座や料理教室といった場で男性が積極的に話したり、悩みを打ち明けたりした経験から、DVの相談窓口ではない別の場からアプローチすることなどへの示唆があった。また、将来的には「性別ごとの窓口から性別を問わない窓口へ」の移行が進んでいくことや「ワンストップの相談・支援体制」を構築することも求められている。

次に、被害者への介入に関して、「相談内容に応じ

た支援機関の紹介と『つなぎ』を行うなかで、《男性向け社会資源の不足と必要性》を切実に感じており、「シェルターへの避難や居場所支援ができない」ことを、すべての協力機関が課題としてあげた。男性が利用できるシェルターがないために、車やネットカフェで寝泊まりをせざるを得なかったり、家族や友人の家の避難を提案することしかできなかったりというジレンマを抱えていた。

加えて、こうした加害者からの避難を前提とした支援とは異なる《夫婦間の関係性やコミュニケーションの課題への介入》も必要である。DVを夫婦の関係性の問題であるとすると、その関係性に「相談者が問題意識をもつ」ことや「関係性を改善していく意識をもつ」ことも大事であり、その気づきや変化のきっかけをつくっていく視点での支援が重要となる。この場合、「被害者・加害者双方への介入」が必要であり、具体的には、夫婦へのカウンセリングなど、「夫婦間のコミュニケーション支援」が有効である。

また、男性には稼ぎがあることへのイメージとは裏腹に、現実には、上述のとおり、失職したり、妻によって経済的な自由が制限されたりしている場合があり、ホテルなどの金銭的な負担が伴う場所への避難やカウンセリングといった支援に至らず、「経済的理由により支援が継続しない」状況におかれている者が存在する。このため、《被害者の経済的事情に配慮した支援の提供》が求められる。

そして、以上で述べたような支援の前提となるのが、人材育成や社会意識の変革を含む【男性が相談できる社会環境と相談体制基盤の整備】である。

男性被害者に向き合う相談員は、公認心理師や社会福祉士などの専門資格があればよいというものではなく、ジェンダー感覚に敏感で、男性性の苦しさなども理解し受け止められることが必要である。しかし、實際にはジェンダー規範にとらわれている人たちが少なくなく、「ジェンダー視点をもって対応できる人材の確保と育成」に困難を抱えていた。このほか、「相談の方法や質は相談員次第」となっている側面があり、相談員のスキルの向上やノウハウの共有が求められるものの、現在、こうした研修の機会は十分に用意されていない。加えて、「支援者側のDVへの認識の低さ」も課題となっており、《支援関係者の資質とスキル向上》に広く対処していくことが必要である。

さらには、支援関係者に限らず、男性DV被害者の直面している現状を変えていくために、「男性の被

害実態を広める」ことなどを通じて、広く国民の意識を高めて、《広報・啓発や教育による意識の変革》を図り、「男性が相談してよいという社会的な風潮をつくる」ことが重要である。

V 考 察

1 夫婦それぞれのジェンダー規範に伴う理想と現実とのズレ

調査からは、男性被害の背景について、夫婦それぞれのジェンダー規範に伴う理想と現実とのズレから生じた葛藤が相手への暴力としてあらわれている可能性が把握された。

今日、DV問題の背景とされてきた「近代家族」を形成するための基盤がゆらぎ、男女共同参画社会の進展とともに、若年層を中心に夫婦の社会経済状況やその関係性は多様化している。男性がおかれた現実は決して一様ではなく、調査からも、男性が経済的に優位であっても、家庭内で「力」をもつに至らない様子がみられ、優位な男性と劣位な女性という関係性を前提とする従来の解釈のみではDVを説明することが難しい状況があらわれている。

そして、家族の様相や意識も変容するなかで、男女いずれもが仕事と家庭の両立を理想とし、相手にも期待する傾向が強まっている。しかし、現実には、男性に長時間労働、女性に家事・育児の負担が生じるなど、男女ともにその理想との間でジレンマを抱えている。

こうした仕事と家庭の両立において生じる理想と現実とのズレについては、内閣府（2022 b）の調査結果からもその一端が確認できる。結婚後、または第一子が生まれた後の自分と配偶者の働き方について、理想と現実を比較すると、理想では、男女いずれも「夫婦ともに原則フルタイム勤務」としている人が多いが、現実には、それを実現できずに「夫は原則フルタイム勤務／妻は家事に専念（働くない）」となっている人が一定数存在している。このズレは、20～30代の若い世代で大きく、さらに、第一子が生まれた後の方が大きい。また、男女の比較においても、理想でのズレが発生しており、これも第一子が生まれた後の方が大きくなっている。

この調査結果は、もちろん一組の夫婦間のズレをあらわしたものではないが、働き方やライフスタイルの多様化に伴って、その一致が難しくなっていることは

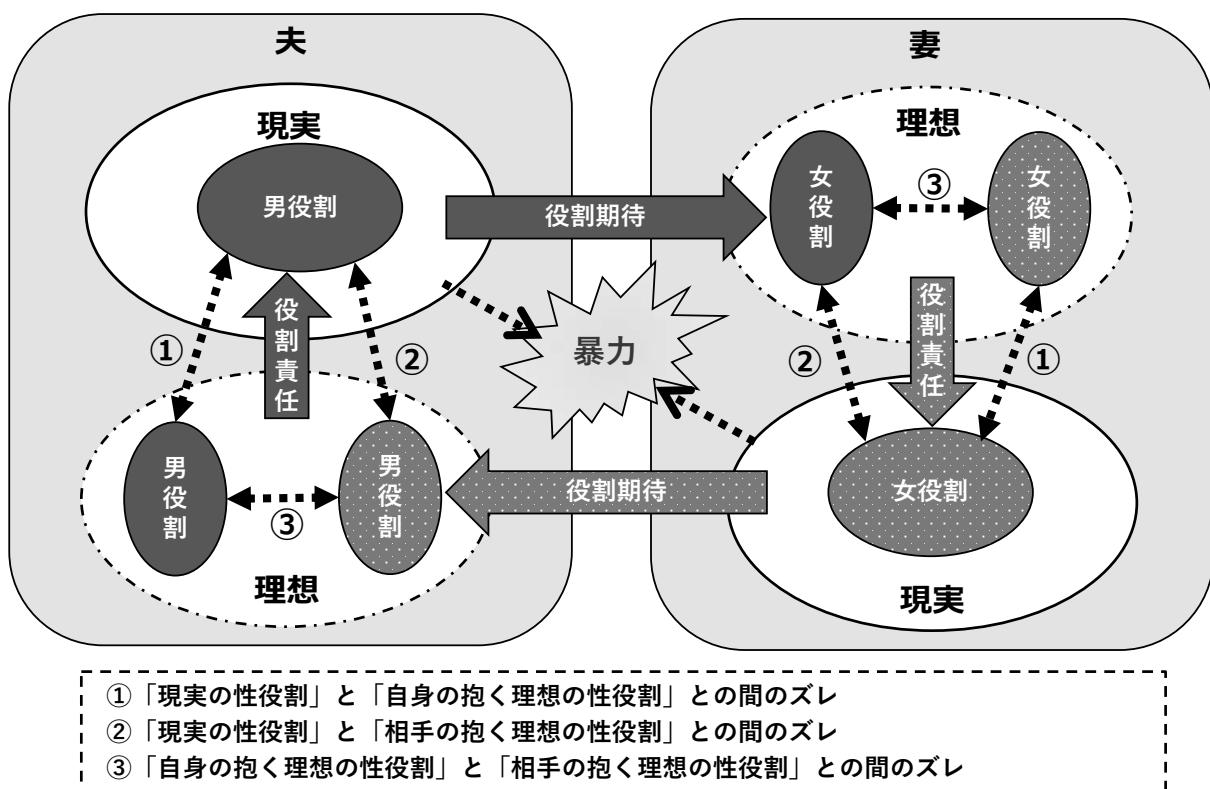


図2 理想と現実とのズレの発生イメージ

容易に想像できる。

このように、夫婦の役割や意識が多様になってきたことで、夫婦間、そして自分自身の「理想」と「現実」のはざまで葛藤を抱えやすくなり、相互作用として相手に対する暴力となってあらわれていることが考えられる⁷⁾(図2参照)。

そして、自身の性役割(役割期待)に自覚的になればなるほど、その役割責任を果たせていない自身の不甲斐なさに悩み、苦しみ、被害を潜在化させる一因にもなっている。社会全体として男性が女性を抑圧している構造が前提とされるなかで、女性と比べて、特に男性の被害は社会的に認知されにくく、自覚されにくい。

2 双方向的・循環的な暴力

男性被害の暴力の態様については、①一方的な被害というよりは、双方向的に被害と加害の両方を経験する相談者が多いこと、②夫婦のパワーバランスが、その時々の二人の「力」となる要素の状況によって循環的に変化し、加害・被害関係を生じさせていること、③精神的な暴力が多い傾向があることが把握された。

①に関して、IIでも触れたように、DVの4類型を提示したJohnsonは、双方向的な形での男性被害は、支配関係のない「状況対応型暴力」である場合が多いことを示しているが、本調査で把握されたケースがどの類型であるかは、個別にその詳細を確認していないため判別はできていない。一方で、本調査からは、妻の支配から逃れられない状況や、暴力によって日常生活に支障が生じている男性の存在が把握されており、このことは、支配関係のもとで深刻な被害に発展するおそれのある「家父長支配型暴力」や「相互作用型暴力」による被害も含まれること、「状況対応型暴力」であっても支援が必要な者がいる可能性を示している。この点、Johnson(2008)も、「状況対応型暴力」の被害であっても、トラウマ症状や深刻な精神的影響を与える場合があることを報告している。

また、②に関して、近代家族的な夫婦では、それぞれの役割は固定的で夫の優位な立場が変わるべき可能性は低かったのに対して、現在、仕事と家庭での役割をめぐって、男女の意識やその実態にも変化が生じ、多様化・流動化している。例えば、夫の失職や妻の就労といった仕事での変化に加えて、子どもの誕生や、それに伴う家事・育児へのかかわり、そして調査から把握された家計管理のあり方や親権をめぐっても、二人の

関係性に変化を生じさせるかもしれない。こうしたなかで、夫婦の「ズレ」は生じやすくなり、場合によっては、二人の関係が非支配から支配関係に移行することも考えうる。これを踏まえれば、DVの類型は連続的なものであると捉えることもできる。

さらに、③の傾向は、男性に限らず、近年の全体的なDV被害の傾向としても把握されている(内閣府2022a; 特定非営利活動法人OVA 2021; 清水・吉原2007)。内閣府の「男女間における暴力に関する調査」の結果を経年的にみると、人々のDVへの認識が年々高まっており、特に、暴力の種類では精神的暴力(相手の行動の監視、暴言、無視など)、年代では若年層において顕著であることから、若い年代での認識の高まりが、被害の自覚となってあらわれていることが推察される。

3 男性DV被害者に対する相談・支援のあり方

男性DV被害の社会的な認識の低さとも関連して、その相談・支援をめぐっては、①男性の相談窓口体制の脆弱さ、②男性被害に対応した社会資源や支援の不足、③人材育成や社会意識の向上といった課題が把握されたが、今後のあり方について以下に論じておきたい。

まず、①については、相談窓口の増加とともに、DV被害者向け窓口をこれまでの女性支援を前提とした体制から、性別を問わず支援する体制へと移行していくことが重要である。また、潜在的な男性被害者を相談に導くためには、間口を広く設定することが肝要であり、例えば、重層的支援体制整備事業を活用して、包括的な相談窓口でDVへの認識の低い男性の悩みを受け止めたり、男性の集いの場などの地域のネットワークを通じて男性の支援ニーズの端緒をつかんだりといったアプローチも有効であると考える。

次に、②については、第一に、男性は公的なシェルターを利用できない状況にあることから、これには、公的機関が地域の民間団体や社会福祉法人と連携して、一時的な避難場所を提供することが考えられる。第二に、こうした避難場所支援に加え、「状況対応型暴力」にも適した支援が必要である。偏ったジェンダー規範に固執することで葛藤が生じている二人の関係性を解きほぐし、コミュニケーションを通じて、互いに尊重し合える新たな関係性をもたらす支援が求められる。なお、こうした支援は女性に対しても共通して有効なものである。第三に、男性には稼ぎがあるこ

へのジェンダーイメージとは異なり、経済的理由により支援が継続しない状況がみられたことから、できる限り無料または安価に支援が受けられることが必要である。

最後に、③に関しては、相談員や支援員に対する専門的な教育・研修が必要であり、その際には、ジェンダー・センシティビティの視点が重要となる^⑧。加えて、DVの誤った理解やあいまいな定義にもとづき支援を行おうとすると、男性の支援ニーズが見過ごされるおそれがあるほか、Johnson (2008) も指摘するように、支援のミスマッチが生じたり、かえって危険性が高まったりする可能性もある。このため、男性被害を含むDVの正確な理解およびアセスメント手法の開発によって、相談員の経験や力量によらず適切な支援方針をたてられるようにすることも重要となる。また、DVが再生産されない環境へと変えていくためには、相談者や支援関係者に対するアプローチだけではなく、相談に至らない人や身近な人、その他あらゆる人々も含めて社会意識の変容を図っていくポピュレーション・アプローチも不可欠である。

なお、清水・吉原 (2007) は、一般的な暴力的言動も含めてDVだと社会的に構築されればされるほど、非対称性仮説だけでは問題の理解も有効な施策も組み立てられないという「外延的拡大パラドックス」が生じることを指摘している。上述のように、人権意識の高まりとともに、DVの認識も広がっており、ここで改めて、DVの概念を性別によらない「人権問題」という観点から整理し直すことも必要ではないだろうか。そして、これは、「女性の問題」とされてきたDVを再び見えないものとして希薄化することではなく、ジェンダーをめぐる女性問題の表裏としての男性問題をも包含した社会福祉領域の大きな課題のひとつへと昇華する方向で進められなければならないことを強調しておく。

VI 本研究の意義と今後の課題

本研究では、これまであまり着目されてこなかった男性のDV被害に焦点をあて、従来の量的調査で見落とされていた夫婦の関係性やDVに至る文脈をインタビュー調査で把握し、考察を加えた。

そのうえで、DVの背景とされてきた社会構造や意識が変容し、多様化するなかで、「夫婦それぞれのジェンダー規範に伴う理想と現実のズレ」という新た

な視点をもって男性被害の背景を提示した。そして、ここでの暴力が従来の固定的な男女の優劣関係からではなく、夫婦の関係性によって双方向的かつ循環的に引き起こされているケースがあることを示した。

さらには、こうした暴力や男性の被害に対して、従来の支援枠組みでは対応できていないため、DVの概念自体を整理することも含めて、支援ニーズをとらえなおし、夫婦の関係性に対して支援することの必要性を提示した。

このことは、今後ますます家族をめぐる関係性の多様化が見込まれるなかで、DV問題のさらなる理解の一助となり、男性被害者はもちろん、女性さらには同性間の暴力に対しても相談・支援の充実につながるものであると考えている。

一方、限界や課題としては、第一に、被害者本人への調査ではないこと、第二に、DVが夫婦の相互作用によって生じている可能性を提示したにもかかわらず、夫側の視点が中心で夫婦双方からの調査・分析ではないことが挙げられる。このため、今後、その調査対象を拡げて、多面的な視点から様々な事例を積み上げ、さらに現代のDV被害の実態に即した支援のあり方を考察していくことが必要である。

謝 辞

本調査にご協力を賜りました調査協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。また、本研究をご指導いただきました後藤澄江先生に深く感謝申し上げます。

(かど ともゆき：社会福祉学研究科 社会福祉学専攻修士課程（通信教育）2022年度修了)

注

- 1) 2014年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から改正された。
- 2) ただし、多くの場合は被害者が女性であることを踏まえ、「女性に対する暴力」の根絶を念頭に立法されたことを前文で規定している（南野ら 2008: 8-9）。
- 3) 例えば、フェミニズム理論にもとづくものとしては、戒能 (2002), 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会 (2002)などがある。一方、様々な要因から生じるうるものであり多様性や重層性を捉える必要性を指摘するものとして、桑島 (2008), 北仲 (2010) など、家族や夫婦の関係性で捉えることの重要性を指摘するものとして、坂本 (2011), 李 (2020) など、個人のリスク要因や生育歴との関係を指摘するものとして、中村 (2010), 李 (2020) など、男性能による影響から説明するものとして、中村 (2010),

尾崎 (2017) などがある。

- 4) Johnson は、DV を次の 4 つに類型化した。「Intimate terrorism（家父長支配型暴力）」は、配偶者の一方が暴力的で相手を支配している関係であり、かねてから女性支援の現場から報告された家父長主義的な DV に該当する。「Violent resistance（抵抗型暴力）」は、加害側（主に女性）の暴力は支配的ではなく、相手（主に男性）は暴力的で支配的なタイプであり、相手の暴力・支配への抵抗として発生するものである。「Situational couple violence（状況対応型暴力）」は、いずれも暴力的でも支配的でもない関係性において個々の状況に応じた形で生じる非支配的な暴力であり、ほとんど性別対称的なものと整理される。「Mutual violent control（相互支配型暴力）」は、双方が暴力的かつ支配的な関係性において生じる支配的な暴力である。これも性別対称的なものであるが、非常に稀なケースであり、他の類型との区別が難しいとされる。なお、上記類型の日本語訳は、筆者によるものである。

5) 実態調査をもとに、若年層に被害経験が多い傾向があること（日本労働組合総連合会 2017；公益財団法人笹川平和財団 2019），逆に高齢者が被害にあいやすい可能性があること（織田 2013），周囲の関係性を制限するような行為の被害経験が相対的に高かったこと（特定非営利活動法人 OVA 2021）などを報告するものがある。

6) 例えば、男性の特徴に由来し、また被害の種類や程度によって相談に至りにくいこと（織田 2013；北仲 2010 など），男性対象の広範な悩み相談窓口の開設や身近な人が相談に乗る役割を担うための仕組みが必要であること（北仲 2010；特定非営利活動法人 OVA 2021 など），相談機関の職員などへの研修，特定の性だけで構成しない相談体制の確保，複数の相談手段で受けつけることを提案するもの（北仲 2010；特定非営利活動法人 OVA 2021）などがある。

7) 葛藤やストレスに加えて、インタビューでも把握されたような、共依存関係、個人のリスク要因、生育歴など多様な要因が重層的に作用している可能性も念頭におくべきであろう。

8) ジェンダー・センシティブとは、宮地（2004：13）によれば、「現状の社会における性別による異なる取り扱いや、個々人がもっているジェンダー規範に対して敏感でありつつ、ジェンダー・バイアスをもたずに接すること」である。

文 献

- Johnson, M. P (2008) A Typology of Domestic Violence : Intimate Terrorism, Violent Resistance, and Situational Couple Violence, Northeastern University Press.

戒能民江 (2002)『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房

北仲千里 (2010)「あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題」『Gender and sexuality : Journal of Center for Gender Studies, ICU』5, 95-107

公益財団法人笹川平和財團 (2019)『新しい男性の役割に関する調査報告書—男女共同参画（ジェンダー平等）社会に向けた』

桑島 薫 (2008)「ドメスティック・バイオレンスを捉える人類学的視点」『くにたち人類学研究』3, 47-68